

今通常国会での消費者関連法案の成立を求めるアピール

2004年6月に施行された「消費者基本法」では、第二条（基本理念）において消費者の権利を次のように規定しています。

『消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における**基本的な需要**が満たされ、その健全な**生活環境が確保**される中で、消費者の**安全**が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な**選択**の機会が確保され、消費者に対し必要な**情報及び教育**の機会が提供され、消費者の**意見**が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に**救済**されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。』

私たちは、消費者基本法に則り、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援をすすめる観点から、様々な制度の整備を求めてまいりました。2009年にその活動が結実し、全会一致の国会議決により、消費者が主役となる社会の実現に向けて消費者庁と消費者委員会が創設されました。

しかしながら、消費者庁と消費者委員会創設の後も、次々と新手の消費者被害が発生し、消費者事故も後を絶たず、新たな法制度の整備が求められる状況にあります。

そのような中、今通常国会において、消費者庁設置後はじめて、「**消費者安全法の一部を改正する法律案**」「**特定商取引法の一部を改正する法律案**」、そして「**集団的消費者被害回復に係る訴訟手続に関する法律案**」（仮称）が提出されることが明らかになりました。

「**消費者安全法の一部を改正する法律案**」は、二つの改正内容からなっています。ひとつは、消費者事故の原因究明と再発・拡大防止のための提言を行う事故調査機関の新設です。もうひとつは、法律のすき間において消費者に重大な財産被害を生じさせている事業者に対する勧告・命令の導入です。

「**特定商取引法の一部を改正する法律案**」は、近年被害が拡大している訪問買取についてクーリングオフ等の法的措置を講ずるものです。

「**集団的消費者被害回復に係る訴訟手続に関する法律案**」（仮称）は、共通の原因で多数発生する消費者被害の回復を一定の消費者団体ができるようにする制度です。

これらの消費者関連法案は、いずれも消費者基本法が掲げる「消費者の権利」の実現にとって欠かせない重要な法案です。私たちは、今国会において、充実した審議が行われた上で、確実に可決・成立することを切望するものです。今国会中によりよい法案として可決・成立させるために、私たちは消費者問題に関する団体としての決意と自覚を持って、行動と発信を続けてまいります。

消費者の要望を反映し、実効性のある法制度として成立させるために、本日の集会の趣旨にご賛同・ご参加いただいた政党と国会議員の皆様には、私たちの思いや願いをご理解いただき、国会での充実した迅速なご審議に基づき、今通常国会で消費者関連法案の可決・成立に向けて、引き続きご尽力いただきますことを、心よりお願いするものです。

2012年(平成24年)2月16日
今国会での消費者関連法制の整備を求める！第1回院内集会
主催団体一同